

令和8年度 大学・短大・高専入学予定者対象 福島県奨学生予約募集の案内

本県奨学資金は、福島県出身者であって、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められるものに対して奨学資金を貸与し、もって教育の機会均等を図り、健全な社会の発展に資することを目的としています。

<募集の種類>

【A】 入学一時金（一括貸与） 募集人員100名程度

- 1 対象者
 - ① 福島県内に住所を有する高校生等であって、令和8年4月に大学・短期大学への進学を予定する者
 - ② 福島県内に住所を有する中学生等であって、令和8年4月に高等専門学校（略称：高専）への進学を予定する者
- 2 貸与額 50万円
- 3 貸与方法 大学等の合格状況を確認の上採用を決定し、奨学生本人の口座に一括振込み
- 4 採用の決定
 - ① 選考の上、内定者には福島県教育委員会（以下、「県教委」）より令和7年12月に通知
 - ② 合格通知書のコピー・確約書・誓約書を県教委に提出
 - ③ 内容を確認の上、採用を決定し県教委より通知（令和8年2月以降振込予定）

【B】 奨学資金（月額貸与） 募集人員100名程度

- 1 対象者
 - ① 福島県内に住所を有する高校生等であって、令和8年4月に大学・短期大学への進学を予定する者
 - ② 福島県内に住所を有する中学生等であって、令和8年4月に高等専門学校（略称：高専）への進学を予定する者
- 2 貸与月額

〔大学生・短期大学生〕	国公立 35,000円／私立40,000円
〔高等専門学校生〕	18,000円
- 3 貸与期間 令和8年4月分から在学する学校の正規の修業期間
- 4 採用の決定
 - ① 選考の上、内定者には県教委より令和7年12月に通知
 - ② 入学後、在学する大学等を通じて「在学証明書」・「誓約書」を提出
 - ③ 内容を確認の上、採用を決定し県教委より通知
 - ④ 初回振込日は令和8年5月末（4・5月分）の予定です（以降、原則毎月10日に振込）

<申込の方法>

- ・ 原則として、在学する（又は出身の）高校等を通して行います
- ・ 【A】入学一時金と【B】奨学資金（月額貸与）は、両方又はいずれか一方だけを申し込むことができます（提出書類は1部で可）

- ① 申請に必要な書類を学校へ提出 _____ 月 _____ 日まで



- ② 学校の推薦を得て申請へ



- ③ 学校より申請書類を県教委へ **令和7年10月1日(水) 必着**

※ただし、高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定合格者は直接県教委へ申し込みます

※ 提出期限は上記期限厳守となります

＜応募資格＞

- 1 各区分に応じ、次に掲げる条件を具備していること。

【大学・短大入学予定者の場合】

〔高等学校・専修学校(高等課程)の在学学生〕

- ① 福島県内の高等学校等に在学する場合、大学等に入学又は入学する目的をもって住所を移転するまで、福島県内に引き続き6ヶ月以上住所を有していることが見込まれること。
- ② 福島県外の高等学校等に在学する場合、卒業の月に福島県奨学資金を受けていることが見込まれること。
- ③ 保護者の少なくとも1名が、福島県内に住所を有していること。

〔高等学校・専修学校(高等課程)の在学学生以外〕

- ① 福島県内の高等学校等を卒業している場合、大学等に入学又は入学する目的をもって住所を移転するまで、福島県内に引き続き6ヶ月以上住所を有していることが見込まれること。
- ② 福島県外の高等学校等を卒業している場合、卒業の月に福島県奨学資金の貸与を受けていたこと。
- ③ 高等学校等を卒業していない場合、高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定の合格者(合格当時福島県内に住所を有していた場合に限る。)であり、大学等に入学又は入学する目的をもって住所を移転するまで、福島県内に引き続き6ヶ月以上住所を有していることが見込まれること。
- ④ 保護者の少なくとも1名が、福島県内に住所を有していること。

【高等専門学校入学予定者の場合】

〔福島工業高等専門学校への入学予定者〕

- ① 入学する時点で、福島県内に引き続き6ヶ月以上住所を有していることが見込まれること。
- ② 保護者の少なくとも1名が、福島県内に住所を有していること。

〔福島県外の高等専門学校への入学予定者〕

- ① 入学又は入学する目的をもって住所を移転するまで、本人及び保護者の少なくとも1名が、福島県内に引き続き6ヶ月以上住所を有していることが見込まれること。

- 2 在学(出身)学校より推薦を受けるには、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

【学 力】 【大学・短大入学予定者の場合】

高等学校等における1・2年(既に卒業している場合は最終2ヵ年)の全履修科目の評定を合計し、これを全履修科目数で割った値(小数点第2位四捨五入)が3.0以上であること。

【学 力】 【高等専門学校入学予定者の場合】

中学校における1・2年(既に卒業している場合は最終2ヵ年)の全履修教科の評定を合計し、これを全履修教科数で割った値(小数点第2位四捨五入)が3.0以上であること。

【所 得】

本人の生計を主として維持する者の1年間の総収入金額から必要経費及び特別控除額を差し引いた所得金額が、規定する所得基準額以下であること。

(詳細は、別紙「所得金額の求め方」をご覧ください。)

＜注意事項＞

- 1 応募資格の条件を満たし、学校からの推薦を受けて応募いただくようになります。
 - ※ 出身校からの推薦を受けられる者は、卒業後2年以内程度の者とします。
 - ※ 高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定の合格者の場合は、学校からの推薦は必要ありません。
- 2 同種類の修学資金を他から受けないこと。
 - ※ 他団体の奨学資金との併願のみ可能。併用は不可。

なお、本県奨学生に採用後にその旨判明した場合は、奨学生決定当初に遡及して奨学生を取り消します。
- 3 【A】入学一時金と【B】奨学資金(月額貸与)はそれぞれ選考・決定します。応募者が多い場合は、資格を満たしていても内定されないことがあります。
- 4 令和8年4月に大学等に入学しなかった場合や、対象外の学校に入学した場合、内定は取り消しとなります。